

掛川市規則第34号

掛川市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年5月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例施行規則（平成17年掛川市規則第116号）の一部を次のように改正する。

第3条中「委嘱し、又は任命する。」を「委嘱する。」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 市民

(2) 学識経験を有する者

第3条に次の1項を加える。

2 市長は、前項第1号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。